

【裁判所の対人管轄権・製造物責任の場合】

A 州 D 自動車会社本社所在（D 社 設立準拠法は A 州会社法）。	B 州 D 社製造の自動車を販売する D 社の支店が所在。 P が本居を有する。 P が D 社の B 州支店から欠陥 車を購入。	C 州 P が購入した自動車を運転 中、ハンドルがきかなくなり、 自動車は道路の側壁に衝突し 大破、自身も負傷し、20 万ド ルの損害を被った。
D 社の本社工場でハンドル機 能に欠陥のある自動車が製造 された。		

〔事案〕

A 州の会社法に基づいて設立され、A 州に本社がある自動車メーカー D 社で製造された自動車を、B 州に所在する D 社の支店から購入した B 州の P は、その自動車で C 州に旅行中、突然自動車のハンドルがきかなくなったため、自動車は道路の側壁に突っ込み大破した。その際に自身も負傷し、治療・入院費用、自動車の修理費用、得べかりし収入の喪失などで 20 万ドルの損害を被った。P は事故の原因が自動車の欠陥にあったと主張して、D 社を相手どって、20 万ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を提起しようと考えている。

〔前提〕

A 州、B 州、C 州ともに、ニュー・ヨーク州と同じロングアーム法を持つと仮定する。

A 州、B 州、C 州ともに、ニュー・ヨーク州と同じ venue に関する法律を持つと仮定する。

Mckinney's Consolidated Laws of New York Annotated

Civil Practice Law and Rules

Chapter Eight, Article 5. Venue

§ 503. Venue based on residence

(a) Generally. Except where otherwise prescribed by law, the place of trial shall be in the county in which one of the parties resided when it was commenced; or, if none of the parties then resided in the state, in any county designated by the plaintiff. ……

(c) Corporation. A domestic corporation, or a foreign corporation authorized to transact business in the state, shall be deemed a resident of the county in which its principal office is located…….

(a) 原則

法律に別の定めがない限り、裁判地は、訴訟が開始されたときに当事者の一人が居住した郡とする。当事者が誰も当州に居住していなかった場合には、原告が指定する郡とする。

(c) 法人

当州の法人又は当州で営業することを認可された州外法人は、その主たる事務所が所在する郡に居住するものとみなす。

[問題]

PがD社を被告として損害賠償訴訟を提起する場合、どこに提訴できるか。

A州、B州、C州、各州の第一審裁判所？ 各々の地を管轄とする連邦地裁？ 対人管轄権の観点から、裁判地の観点から。

被告が州第一審裁判所から連邦地裁に移送を申し立てる可能性についてはどうか。